

2/17(月) 確定申告・町県民税の申告が始まります ～3/16(月) 税の申告はお早めに

所得税及び復興特別所得税の確定申告

「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「納税」は、2月17日(月)から3月16日(月)までです。ただし、税の還付を受ける申告書は、2月16日以前でも直接税務署へ提出することができます。

■申告はインターネットが便利です!

申告書作成には、便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。マイナンバーカードをお持ちの方はICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して電子申告(e-Tax)で送信することができます。

また、税務署で発行されるID・パスワードで送信することもできます。

※ID・パスワードの発行を希望される方は、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署(平日、午前8時30分～午後5時)にお越しください。

どの会場も大変混み合いますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

■岐阜南税務署の確定申告会場

会場	開設期間	開設時間	その他
マーサ21 4階マーサホール (岐阜市正木中1丁目2番1号)	2月17日(月) ～3月16日(月)	午前9時～午後5時 (受付時間:午後4時まで)	会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。開設期間中、岐阜南税務署では作成済みの申告書の提出はできませんが、確定申告相談会場は設けませんので、電話相談センターや税理士による無料税務相談などをご利用ください。
	※土日祝日は開設していませんが、2月24日(月)、3月1日(日)の2日間に限り開設します。		
各務原市 産業文化センター あすかホール (各務原那加桜町2丁目186番地)	2月17日(月) ～28日(金) ※土日祝日は除く	午前9時30分～午後3時 ※開設時間内であっても受付人数が350人に達した場合は終了します。	

【電話相談センターの利用案内】

岐阜南税務署(☎271-7111)に電話し、自動音声案内より該当番号を選択してください。
(受付時間:午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く)

【面接による相談の利用案内(要事前予約)】

事前予約の申込みは税務署窓口または電話で行ってください。

岐阜南税務署(☎271-7111)に電話し、自動音声案内より「2」を選択してください。「相談の予約をしたい」旨をお伝えください。

(受付・相談時間:午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く)

相談日	～2月14(金)	2月17日(月)～3月16(月)	3月17日(火)～
事前予約	事前予約受付中	予約不可	3月17日(火)より予約受付開始

■税理士による無料税務相談

会場	開設期間	開設時間	その他
各務原市産業文化センター あすかホール (各務原那加桜町2丁目186番地) 岐阜南税務署(☎271-7111)	2月17日(月) ~28日(金) ※土日祝日は除く	午前9時30分~午後3時 ※正午~午後1時を除く	譲渡所得、山林所得、贈与税の申告相談は行いません。
岐阜産業会館5階 (岐阜市六条南2丁目11番1号) 名古屋税理士会岐阜南支部 (☎274-0658)	2月17日(月) ~3月9日(月) の毎週月・水・金曜日 ※祝日は除く	午後1時~4時	確定申告に関する相談はできませんが、申告書の作成、提出はできません。
	2月8日(土)	午前10時~午後3時30分 ※正午~午後1時を除く	
笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1) (☎388-2566)	2月26日(水)、 3月2日(月) ~13日(金) ※土・日曜日は除く	午前10時~午後4時 ※正午~午後1時を除く	次の確定申告は受付できません。 ・年金所得 ・譲渡所得(少額の総合譲渡所得を除く) ・前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方 ※非会員の方は有料(10,000円)です。

町県民税(住民税)の申告

確定申告や町県民税の申告は、町県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定、所得証明など税務証明の基礎資料となります。

午前8時30分から整理券を配布しますが、混雑の状況により受付を早めに終了する場合があります。

■町の確定申告・町県民税申告会場

会場	開設期間	開設時間	その他
総合会館	2月17日(月)・18日(火)	午前9時~午後4時 ※正午~午後1時を除く ※18日(火)・20日(木)は 午後3時まで	総合会館・松枝公民館では、事業所得・不動産所得・農業所得に係る租税公課(固定資産税など)が不明な方は受付できませんのでご注意ください。
松枝公民館	2月19日(水)・20日(木)		
役場1階 住民課ロビー特設会場	2月21日(金)~3月16日(月) ※土日祝日は除く	午前9時~午後4時 ※正午~午後1時を除く	

■申告される方へ

- 次の確定申告は町の会場では受付できません。
譲渡所得(土地建物、株式、配当、先物取引など)／配当所得／一時所得／青色申告／雑損控除／住宅ローン控除(適用の初年度のみ)／死亡した方の準確定申告/平成30年分以前の申告
- 次の申告をされる方はご自身で書類作成をお願いします。
・事業所得、不動産所得、農業所得を申告される方の収支内訳書
・医療費控除及び医療費控除の特例の申告をされる方の支払った金額の合計や、健康保険の高額療養費や生命保険の保険金などで補填される金額の明細書
- 町県民税の申告は、確定申告書を提出された方や、所得が給与のみで勤務先から町へ年末調整済みの給与支払報告書の提出がある方は提出する必要がありません。
- 所得税の確定申告において、上場株式などの配当や譲渡所得を申告される方で町県民税の申告不要制度を選択する場合は、町県民税の申告が必要です。

申告の準備はお早めに

■申告に必要な主な書類など

\\ 町の申告会場で確定申告をされる方は、利用者識別番号が必要です //
 今回の申告から国税庁が発行した16桁の利用者識別番号が必要となりますので、事前取得にご協力ください。

主な所得の計算に必要な書類	給与、公的年金等	源泉徴収票(原本)
	事業所得、不動産所得 農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の計算に必要な書類	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書
	生命保険料控除 地震保険料控除 (旧長期損害保険料)控除	保険会社発行の保険料控除証明書
	医療費控除	「医療費控除の明細書」または令和元年中(平成31年中)の領収印がある医療費の領収書、生命保険などで補てんされた金額が分かる書類。 ※あらかじめ合計額を計算してください。
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	「セルフメディケーション税制の明細書」または令和元年中(平成31年中)の特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費、生命保険などで補てんされた金額、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類。 ※あらかじめ合計額を計算してください。
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 令和元年12月31日現在65歳以上の方で要介護認定を受け、一定以上の障がいがあると認められる方は、健康介護課へ申請し発行された認定証
その他の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(朱肉を使うもの) ・所得税の還付を受ける場合は、申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの ・マイナンバーカードなど申告者の本人確認ができるもの ・扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーのわかるもの ・国税庁が発行した16桁の利用者識別番号がわかるもの(番号がわかればメモでもかまいません) 	

■マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示(写しの添付)

申告書には申告者本人とその扶養親族のマイナンバー(12桁)の記載が必要です。また、申告書の提出の際には申告者本人の確認書類(番号確認と身元確認)の提示または写しの添付が必要です。

○マイナンバーカードをお持ちの方	→	マイナンバーカードのみ
○マイナンバーカードをお持ちでない方	→	番号確認書類 + 身元確認書類
番号確認書類 (本人のマイナンバーを確認できる書類)	+	身元確認書類 (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)
<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・住民票(マイナンバーの記載があるものに限る)の写し などのうちいずれか1つ		<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・公的医療保険の被保険者証 ・身体障がい者手帳 などのうちいずれか1つ
※扶養親族についても申告書にマイナンバーの記載が必要です。		

■ふるさと納税をされた方へ

ワンストップ特例制度を申請された方で、確定申告や町県民税の申告をされる方、または5か所を超える地方公共団体にワンストップ特例申請を行った方は、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されません。

確定申告や町県民税の申告をされる場合は、必ず寄附金控除(ふるさと納税控除)も申告してください。



申告や町県民税に関するQ&A

Q1 昨年1年間収入がない場合、申告は必要ですか？

A1 義務はありませんが、所得の確認がとれないため、所得金額による軽減措置や補助が受けられないなど、様々な手続きに影響が出てきます。
→8ページの「申告フローチャート」で申告が必要かどうか確認できます。

Q2 ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をしたのですが、医療費控除も受けようと思います。その場合どうすればよいですか？

A2 医療費控除を受けるためには、確定申告・町県民税申告が必要です。
ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が、申告した場合、特例は適用できなくなります。寄附金控除を受けるためには、申告する時にすべての寄附金受領証明書などが必要です。
→医療費控除は「従来の医療費控除」または「セルフメディケーション税制」のどちらかを選択し、申請する必要があります。広報かさまつ1月号に掲載した「適用判定フローチャート」で適用する控除を判定できます。(広報紙のバックナンバーは町ホームページでもご覧になれます)

Q3 給与以外にも所得があるのですが、その所得に対する町県民税を給与天引きではなく、自分で納付することはできますか？

A3 給与・公的年金等以外の所得(事業・不動産所得など)は、申告時に申し出れば普通徴収(自分で納付)にできます。

Q4 確定申告をe-Tax(電子申告)で送信するには、どうすればよいですか？

A4 税務署から発行を受けた利用者識別番号(ID:16桁の番号)とパスワードをお持ちの方は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で番号とパスワードを入力することで、e-Tax(電子申告)で送信することができます。

Q5 町の申告会場では、確定申告をe-Tax(電子申告)で送信していますか？

A5 今回の申告から町の申告会場で受け付けした所得税の確定申告書を税務署に電子送信することになりました。電子送信には利用者識別番号とパスワードが必要となります。番号とパスワードは国税庁のホームページより事前に取得することができます。
※すでに取得している方は、利用者識別番号が分かる書類(税務署からの「お知らせはがき」や「お知らせ通知書」のほか、番号が分かればメモなどでも構いません)を申告会場にご持参ください。

Q6 昨年、65歳になり現在年金受給者です。昨年の年間収入は、年金収入が150万円、給与収入が100万円です。会社で年末調整をしましたが確定申告をする必要がありますか？

A6 公的年金等の収入金額が400万円以下でこの収入以外の所得金額(※1)が20万円以下の場合、確定申告不要制度の対象となり、申告義務はありません。公的年金等の収入が150万円、給与収入が100万円の場合、公的年金等の所得金額が30万円(※2)、給与の所得金額が35万円(※3)となり合計の所得金額が65万円です。確定申告をする必要があります。
なお、公的年金等の収入が400万円以下でも次のような要件に該当すれば確定申告をして税金が戻ってくる場合があります。

・公的年金等の源泉徴収票に源泉徴収税額がある場合(源泉徴収税額が0円の場合は該当しません)

・医療費控除(セルフメディケーション税制)、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除などの適用を受ける場合

※1 給与所得(アルバイト・パート)、雑所得(個人年金・原稿料・FX取引など)、事業・不動産・農業所得など

※2 公的年金等の所得 = 公的年金等の収入 - 120万円(120万円は、65歳以上の公的年金等の収入に対する控除金額。65歳以下の場合には控除金額70万円)

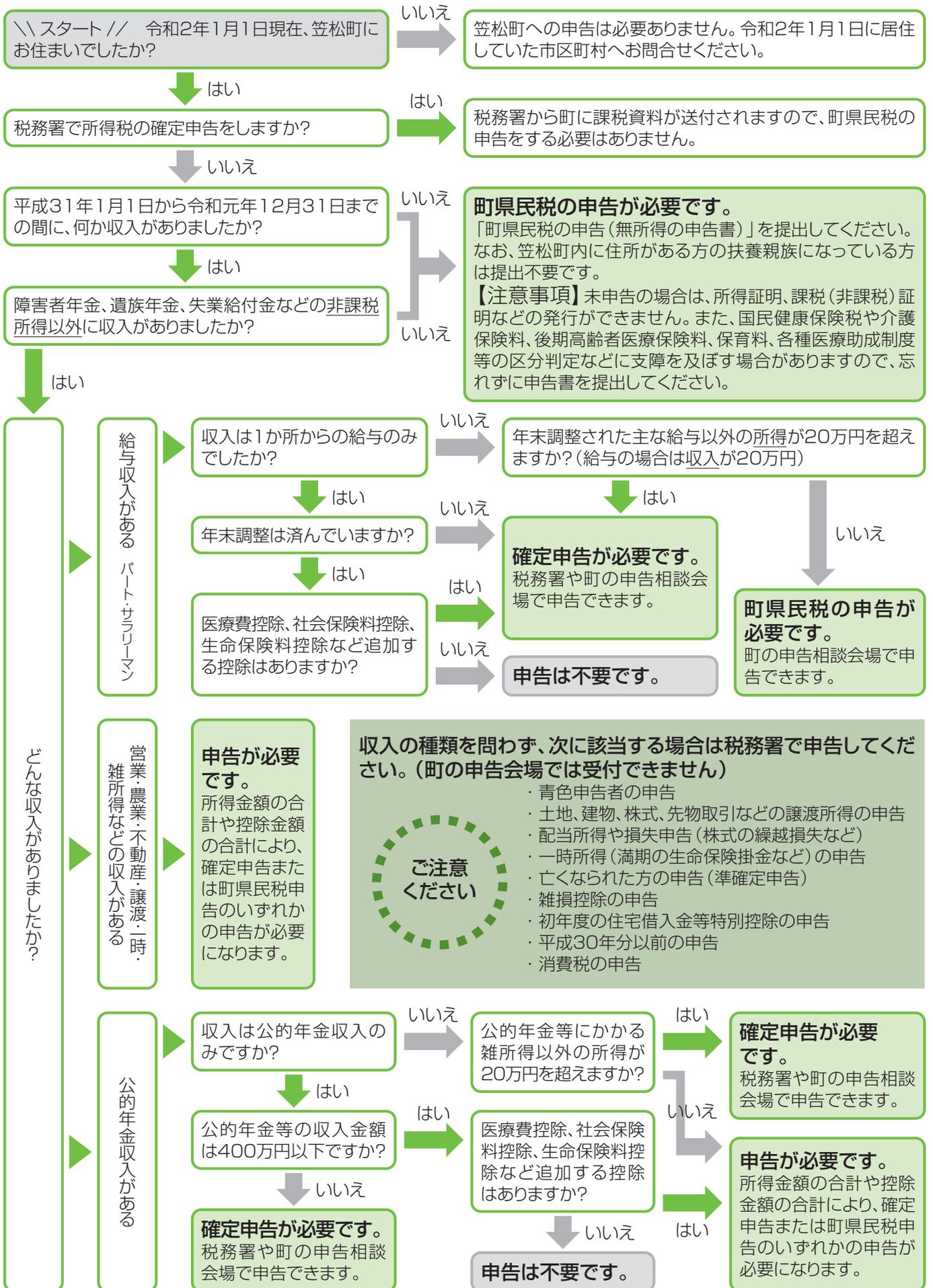
※3 給与所得 = 給与収入 - 65万円(65万円は給与収入に対する控除金額)

→9ページの「公的年金等を受給されている場合の申告フローチャート」で申告が必要かどうか確認できます。

Q7 公的年金等の収入金額が400万円以下で、この収入以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告不要制度の対象となり、申告義務はないと聞きましたが、町県民税の申告は必要ですか？

A7 確定申告不要制度の特例は、確定申告だけで町県民税の申告にはそのような特例はありません。公的年金等や給与以外の所得があった時点で申告をしなければなりません。
→9ページの「公的年金等を受給されている場合の申告フローチャート」で申告が必要かどうか確認できます。

あなたは申告が必要?不要? 申告フローチャート



【公的年金等を受給されている場合】 申告フローチャート

\\スタート// 公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下でしたか?

はい

公的年金等以外の★所得金額(給与や個人年金など)が20万円以下でしたか?

【参考】給与収入の場合
(給与収入金額)

円

(給与所得控除)

65万円

(★所得金額)

円

20万円以下

上の計算は、給与収入が162万5千円以下の場合の計算方法です。(千円未満切り捨て)

納付する所得税がある場合でも
確定申告書の提出は不要です。
(申告不要制度)

はい

「公的年金等の源泉徴収票」に所得税の源泉徴収税額がありますか?

「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額があり、記載されている控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除)以外の各種控除(医療費・生命保険料・寄附金)があり計算すると…

いいえ

はい

いいえ

納める税金がありますか?

還付される税金がありますか?

はい

いいえ

はい

確定申告は不要です。

ご注意ください

ただし、次に該当する場合は
町県民税の申告が必要になる
場合があります。

確定申告が必要です。

税務署や町の申告相談会場で申告できます。

① 「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額があり、記載されている控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除)以外の各種控除(医療費・生命保険料・寄附金など)の適用を受けるとき

② ①の金額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

注1. 年金の源泉徴収票に記載されている控除以外に控除の追加がなく、かつ、ほかに所得がない場合は、町県民税の申告は不要です。

注2. 年金機構などから毎年秋に受給者宛に<扶養親族等申告書>の提出依頼が送られてきます。未提出や未訂正により扶養控除などの情報が反映されず受給者の実態と異なっているケースが見受けられます。このような場合には、申告をしないと控除額が算入されずに税額計算がされることとなりますので、お手元の公的年金等の源泉徴収票の明細を必ずご確認ください。